

(案)

「NMR研究基盤の成果占有利用」に係る秘密保持契約

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と国立研究開発法人理化学研究所（以下、「乙」という。）は、甲が乙の所有するNMR研究基盤を成果占有利用するにあたり、甲又は乙から相手方に開示される情報の秘密保持等に関し、本契約を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、本実施とは甲が申請した「理研NMR装置利用申請書（成果占有利用）」に記載の利用を甲乙が共同して実施することをいう。

(実施時期)

第2条 本契約において、本実施の時期は2026年 月 日から 年 月 日までとする。

但し、甲及び乙が書面で合意することにより、実施期間を延長することができる。延長期間に関しては、甲乙協議の上決定する。

(秘密情報)

第3条 本契約において、秘密情報とは本実施の遂行のために甲又は乙が相手方に秘密と明示し提供又は開示した技術資料、試料、情報その他これらに類する打ち合わせ確認事項、並びにこれらの情報を甲又は乙が複製したものをいう。

但し、口頭で開示した情報のうち秘密情報とするものは、開示後1週間以内に秘密と明示し書面で開示当事者が相手方に確認した情報に限る。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は本契約及び本実施の存在及び内容について秘密として取り扱い第三者に漏洩してはならない。

但し、相手方の書面による承諾を得たものはこの限りでない。

2 甲及び乙は秘密情報を本実施を遂行することによりのみ使用するものとし、当該秘密情報のいかなる部分といえども第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。

但し、次号のいずれか一つに該当するものはこの限りではない。

(1) 相手方の書面による事前の同意を得たもの。

(2) 入手した時、既に公知又は公用であったもの。

(3) 入手した時、既に自らが知っていたことを立証できるもの。

(4) 入手した後、自らの責によらず公知又は公用になったもの。

(5) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもので、その事実を書面により明示できるもの。

3 甲及び乙は本実施終了後、遅滞無く秘密情報のすべてを相手方に返却又は相手方の指示により廃棄する。返却又は廃棄によらない場合には、別途、研究成果有体物移転契約書を締結する。

(利用報告書記載事項)

第5条 本実施後に甲が乙に提出する利用報告書において、甲の企業秘密にかかわる項目については、甲は記載を省略することができる。

(損害賠償)

第6条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める事項に違反したことにより生じた損害については、相手方に対して賠償を請求することができるものとし、当該損害の範囲、賠償方法などの詳細については協議の上決定するものとする。

(案)

(有効期間)

第7条 本契約は締結の日に発効し第2条に定める期間は有効に存続するものとする。

2 第4条の規定については、本契約終了後も5年間有効に存続する。

(反社会的勢力の排除)

第8条 甲及び乙は、相手方に対し、現在又は将来にわたって、次の各号の事項を表明及び保証する。

(1) 自ら又は自己の役員もしくは経営に実質的に関与している者が、「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」、「暴力団関係企業」、「総会屋」、「暴力団準構成員」、「社会運動等標ぼうゴロ」、「特殊知能暴力集団」、「自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団員を利用するなどしている者」、「暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者」、「暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者」、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」、その他これらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らが、反社会的勢力によってその経営を支配される関係にはないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを誓約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて他の契約当事者の信用を毀損し、又は他の契約当事者の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(別途協議)

第9条 本契約に定められていない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上各1通を保有する。

2026年 月 日

甲 ○○○○
○○○○
○○○○
○○○○

乙 神奈川県横浜市鶴見区
未広町1丁目7番22号
国立研究開発法人理化学研究所
生命科学研究推進部
部長 永野 光崇